原発の避難計画の実効性についての質問事項

●ブロック１　＜1 番・2 番　20 分　15:30～15:50＞

１．感染症対策に配慮した避難所の運営について

感染症対策に配慮した避難所の運営について、昨年 12 月のヒアリングにおいて避難所のスペースは従来の２倍程度が必要となり、避難所の数も倍程度必要となる、これは福井県だけでなく全国的にそうである趣旨の回答があった。東海地区では、茨城県知事が今年 10 月の県議会で「避難所の拡充を含めて県内市町村や他県との協議を開始した」と答弁している。

（１）各地の避難所の拡充の状況について説明されたい。また、国としてどのような指導を行っているのか明らかにされたい。
回答：

◇　茨城では協議開始。第二の避難先を含めて拡充が必要。
◇　福井の場合、避難先アンケートでは、感染症対策を実施すれば避難所は足りない。福井県は、「事故後に調整する」と言っているが、これでは間に合わない。他県ではどうか。

２．要配慮者の避難について

（１）東海地区では、病院や福祉施設の避難において福祉車両や救急車両の台数が絶対的に不足しているが、同様な状況な地区は他にもあるのか。国としてどのように対処するつもりか。（茨城）
回答：

◇　茨城では、避難に必要な救急車が 1,809 台、福祉車両などが 1,955 台に対し、県内の消防本部が保有する救急車は 170 台で、福祉車両などは台数の把握も困難な状況。

（２）救急車の代わりにストレッチャー用福祉車両で搬送する方針となっているが、人口呼吸器、モニター、輸血・輸液器具等の確保を含め実施可能か、どのような問題点があるか医療現場に確認したのか。また、サイレンがない車両により避難時に起こりうる困難について検討したのか。（茨城）
回答：

◇　ストレッチャー用福祉車両では、医療器具がなく、またサイレンもないので避難時の通行にも困難をきたすおそれがある。

（３）在宅の要配慮者で地域の支援が困難な方の支援について、女川地区の緊急時対応では「支援できる体制を調整中」とあるがどうするつもりか。
回答：

●ブロック２　＜3 番　30 分　15:50～16:20＞

３．避難訓練で明らかになった問題点について

（１）原子力規制庁のマニュアル（原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル）では、車両除染について、基本的に水を使わないふき取りだけの「簡易除染」を示しているが、流水でなければ十分な除染はできないのではないか。

回答：

◇　防災訓練では「水なし、ウエットティッシュで拭きとり」ばかりの除染になっている。「簡易除染」では、車体の天井など最も汚染されている箇所の除染はない。その車両が避難先の学校の校庭に入っていく。車両に乗っている住民が被ばくする可能性があり、校庭がホットスポットになる可能性が高い。

◇　「避難の迅速化のため」というのであれば、まずは安定ヨウ素剤を事前配布するべき。

（２）安定ヨウ素剤の配布について、避難訓練ではドライブスルーや「問診」なしの説明だけで配布されているが問題ではないか。

回答：

◇　「問題なし」、「問題あり」のいずれの場合も、薬局での問診等を経て配布するのがベストなので、事前配布が必要となる。

（３）避難車両の運転手や避難退域時検査所での行政要員は安定ヨウ素剤は事前に服用するのか。

回答：

（４）訓練の実態から、安定ヨウ素剤については UPZ についても事前配布にすべきではないか。

回答：

◇　国の回答は「配布困難な地域等は自治体の判断で事前配布できるようにしている」と自治体任せの回答が予想される。ヨウ素剤の服用タイミングなど住民の安全にかかわる問題。県によって差が出てしまう。自治体任せではなく、国として、事前配布を決めるべき。

（５）避難訓練の想定として、地震により冷却不能になったとのシナリオが用いられているが、事故シナリオ、放出放射能量について、具体的な想定はあるのか。想定の内容を明らかにされたい。

回答：

◇　「国としては想定は確認していない」との回答が予想される。国としても確認すべき。

◇　関電の事故シナリオはあまりにも楽観的すぎる、見直すべき。少なくとも福島原発事故並みに。関電シナリオ：事故による放射能放出率は福島原発事故の千分の 1 以下。敷地内に地割れなし、事故後 60 分で電源車・ポンプは正常作動、メルトスルー開始時には放射能放出はほぼ終了。

（６）新潟県では、以前は行われたいた防護服等検査員の被ばく防護・汚染拡散の措置を行わなくなったが、これはマニュアルに反するのではないか。
回答：

●ブロック３　＜4～6 番 20 分　16:20～16:40＞

４．避難所の公開・周知について

（１）美浜地区の避難計画において、滋賀県長浜市の避難先の避難所が一般に公開されていないが国は確認しているのか。同様に避難先の避難所を公開していない自治体は他にもあるのか。
回答：

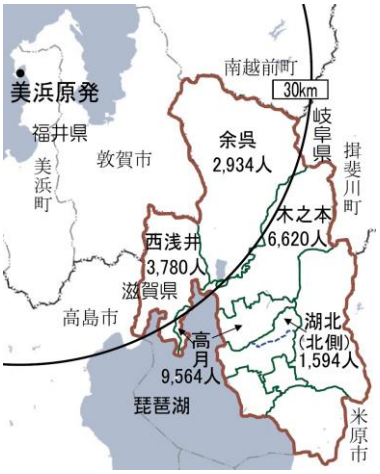

（２）避難を円滑にし、住民の安全を確保するためにも避難所を公開させ住民に周知させるべきではないか。
回答：

◇　国として確認すべき。避難所公開は防災の基本。「実効性のある避難計画ができた」とは言えない。公開すべき。

旧町名	小学校区	人口（人）	県内避難先	避難所名	県外避難先	避難所名
西浅井町	塩津、永原	3,780	東近江市	？	大阪市　長居公園	？
余呉町	余呉	2,934			岸和田市等	
木之本町	杉野、高時、伊香具の一部	1,534			泉大津市等	
	木之本、伊香具の一部	5,086	甲賀市		堺市等	
高月町	高月、七郷	6,325			東大阪市 多目的芝生広場等	
	富永、古保利	3,239	草津市		富田林市等	
湖北町	小谷、速水	1,594			大阪市　長居公園	
美浜原発事故時　避難住民　合計		24,492				

（滋賀県「原子力災害対策編 資料集」2021.3等より）

５．避難時の渋滞や車中での耐久時間の検討について

女川地区の緊急時対応は、避難時の検査場所等での渋滞の影響や車中での耐久時間が検討されていないままで了承されているが問題ではないか。検討はしているのか。了承を取消すべきではないか。
回答：

６．UPZ 内にある自治体の防災本部

滋賀県高島市は UPZ 内に市役所が立地する。現状の避難計画では事故発生時にはここが防災本部となるが、職員の避難により防災本部としての機能は果たせないのではないか。見直しが必要ではないか。同様なケースは他にないのか。
回答：

◇　役場の陽圧化は立地町以外の UPZ ではない（おおい町はすべて、高浜町・小浜市は一部のみ陽圧化）。職員の被ばくは避けられず、災害対策本部の機能は果たせなくなる可能性がある。避難と役場の避難先も決まっていない等々。避難計画に実効性がないため、計画を見直すべき。

ＵＰＺ内に災害対策本部がある市町（関電の原発の場合）

美浜原発事故時	（福井県）美浜町、若狭町、敦賀氏、南越前町、越前市/（滋賀県）高島市※1
大飯原発事故時	（福井県）おおい町、高浜町、小浜市、若狭町、美浜町/（滋賀県）高島市※2
高浜原発事故時	（福井県）高浜町、おおい町、小浜市/（京都府）伊根町、宮津市、舞鶴市

※1）滋賀県版 UPZ　※2）大飯・美浜原発同時発災の場合の滋賀県版 UPZ

第６　行政機関の業務継続に係る措置
（１）　町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
（２）　町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

「美浜町地域防災計画　（原子力災害対策計画）」2019（H31）年３月　美浜町防災会議

●ブロック４　＜7 番と補足　20 分　16:40～17:00＞

７．屋内退避による被ばく低減効果について

屋内退避による被ばく低減効果について、原子力規制委員会の委託研究の成果が 9 月 9 日の技術情報検討会で報告された。検討会では放射線防護グループの調査官が「茨城県の東海地区…で最も存在比率の高い 1993 年以降の家屋では…被ばく低減係数が 0.24 つまり約 4 分の 1 に低減する」と説明している。ところが概要報告によると、吸入による内部被ばくは、1992 年以前の木造建住宅では 33%程度に低減、1980 年以前では 56%程度に低減するだけであり、比較的古い家屋では十分な低減効果が認められない。また、概要報告の元となる報告（令和 2 年度原子力施設等防災対策等委託費 （防護措置の実効性向上に関する調査研究）事業報告書）によると原子力発電所立地県における木造建住宅のうち実に 37%が 1980 年以前となっている。

（１）委託研究結果から、原子力規制委員会「原子力災害発生時の防護措置の考え方」にある「吸入による内部被ばくを木造家屋では四分の一程度に抑えられる」との記載は撤回すべきではないか。また、「屋内退避をとることを基本とすべきである」との考え方についても見直すべきではないか。
回答：

◇　概要報告は「家屋の建築年区分ごとに吸入被ばくの低減効果を評価した結果、1980 年以前の古い家屋においては、他の建築年区分と比べやや低い被ばく低減効果が認められるものの、気象条件を設定した地域（東海地区のこと）において最も存在比率が高い 1993 年以降の家屋では、吸入による内部被ばくが、屋外に対し約 4 分の 1 程度に低減する結果となった。これは海外の先行研究の結果と同等程度であることを示している。」としたうえで、「本研究の成果をもって原子力災害対策指針を見直す必要性はないものと考える。」としている。これは

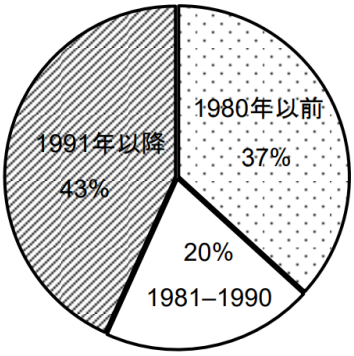

３割以上を占める1980年以前の家屋にいる在宅の要配慮者などを無視するものではないか。また、気密性にはばらつきがあり、1993年以降の家屋でも内部被ばくが強いられるケースがある。

追加質問

（１）PAZ内の移動リスクの高い重症者の屋内退避について、最長何日間を想定しているのか。

回答：

（２）屋内退避中の医療・介護スタッフ体制はできているのか。一般人の勤務継続は問題ないのか。

回答：